平成２８年（フ）第２１８９号
横浜市西区浅間台15番地の12
債務者　柿澤　吉次
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９０号
横浜市西区浅間台15番地の12
債務者　柿澤　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９２号
横浜市栄区鍛冶ケ谷１丁目15番32号
債務者　大家　典子
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１９６号
横浜市神奈川区片倉５丁目33番23号　サンテック片倉103号
債務者　山田　光洋
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０２９号
東京都多摩市豊ケ丘１丁目59番地の11タウンライフ多摩センターⅠ　102
債務者　内村　紫乃（旧姓吉澤）
1　決定年月日時　平成28年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月20日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第６０号
千葉県木更津市矢那2309番地２
破産者　平野裕一郎
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第８７号
千葉県君津市北子安５丁目１番15号　205
破産者　黒川　幸秀
1　決定年月日　平成28年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２７年（フ）第１８１号
埼玉県東松山市神明町１丁目１番５号
破産者　株式会社杉田建設工業
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１８２号
埼玉県東松山市五領町７番地８
破産者　株式会社ピースウッド
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第１９５号
埼玉県深谷市本住町１番14号
破産者　有限会社コタニ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第９４９号
名古屋市中区栄１丁目22番２号ライオンズホテル名古屋345号
破産者　株式会社ＴＥＣ
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５号
兵庫県豊岡市森津272番地
破産者　株式会社藤垣建設
1　決定年月日　平成28年10月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
埼玉県川越市大字的場2619番地
破産者　金山電子工業株式会社
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９３号
埼玉県所沢市西狭山ケ丘１丁目3118番地の18
破産者　有限会社筑波建設
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１２１号
埼玉県所沢市大字松郷233番地の２
破産者　株式会社Ｚｉｐ’ｓ
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１７号
千葉県茂原市早野462番地11
破産者　吉野　成彦
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第３１８３号
千葉県流山市江戸川台東２丁目287
破産者　川田慶太郎
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１３０号
神奈川県厚木市山際1076番地の４
破産者　株式会社喜楽
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９号
岐阜県安八郡安八町南条19番地の４
破産者　有限会社アクト・コーポレーション
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第３２９号
神戸市中央区加納町４丁目８番17号
破産者　株式会社鈴江商会
1　決定年月日　平成28年10月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部